

① 給料明細書の交付 ② フレックスタイム制労働者の会議への出席

問① 当社では、4月か

ら社員の給料を現金払いから銀行振込に変更しますので、現金と一緒に渡す

(平10・9・10基発53

0号、平13・2・2基発54号、平19・9・30基発09300001号)

では、個々の労働者の同意、労働者代表との協定の締結とともに、労働者への計算書の交付を求めていま

す。そして、この計算書には、①基本給、手当その他賃金の種類ごとにそ

の金額、②源泉徴収税額、社会保険料等賃金から控除した事項ごとにその金額、③口座振込等を行つた金額を記載することとされています。

また、所得税法231条では賃金額と所得税額を記載した支払明細書を、

健康保険法167条及び厚生年金保険法84条では「法」と略します)では、賃金明細書を交付しなければならないとの規定はありません。

しかし、賃金の口座振込を行う場合の指導通達



して、いた給料明細書を廃止しようと考へていますが、問題はありませんか。

答① 労働基準法(以下「法」と略します)では、賃金明細書を交付しなければならないとの規定はありません。

そこで、賃金明細書の廃止することはできません。

（平10・9・10基発53
0号、平13・2・2基発54号、平19・9・30基発09300001号）では、個々の労働者の同意、労働者代表との協定の締結とともに、労働者への計算書の交付を求めていま

す。そして、この計算書には、①基本給、手当その他賃金の種類ごとにそ

の金額、②源泉徴収税額、社会保険料等賃金から控除した事項ごとにその金額、③口座振込等を行つた金額を記載することとされています。

また、所得税法231条では賃金額と所得税額を記載した支払明細書を、

健康保険法167条及び厚生年金保険法84条では「法」と略します)では、賃金明細書を交付しなければならないとの規定はありません。

しかし、賃金の口座振込を行う場合の指導通達

付手続を簡素化する方法としては、賃金明細書のデータを労働者にメールで送信することが考えられます。これは、前記の賃金の口座振込に関する通達にはありませんが、所得税法の支払明細書についても、同法施行令356条(同法施行規則100条)で、労働者の承諾があれば、電磁的方法による提供を認めています。

なお、賃金明細書は高度な個人情報ですから、メールによる送信を行う場合には、十分な情報セキュリティ対策をとることが必要でしょう。

ただし、午前のフレキシブルタイムが1時間となり、「フレキシブルタイムが極端に短い場合には、始業・終業時刻を労働者の決定に委ねたことにならず本制度の趣旨に合致しない」(昭63・1・1基発1号、平11・3・31基発168号)と判断される可能性があります。

た、フレキシブルタイムにより労働することができる時間帯で、不就労があるとしてもペナルティを科すことではありません。

お尋ねは、フレキシブルタイムに行う会議への出席を強制できないかと

いうことです。前述のようにフレキシブルタイ

ムに就労する時間は労働者の委ねられていますので、出席を強制することはできません。ここで、コアタイムとフレキシブルタイムが日又は週によって異なることは認められていますので、月曜日を9時にすれば、全員を会議に出席させることができます。

ただし、午前のフレキシブルタイムが1時間となり、「フレキシブルタイムが極端に短い場合には、始業・終業時刻を労働者の決定に委ねたことにならず本制度の趣旨に合致しない」(昭63・1・1基発1号、平11・3・31基発168号)と判断される可能性があります。

た、フレキシブルタイムにより労働することができる時間帯で、不就労があるとしてもペナルティを科すことではありません。

お尋ねは、フレキシブルタイムを行う会議への出席を強制できないかと

いうことです。前述のようにフレキシブルタイ

ムに就労する時間は労働者の委ねられていますので、出席を強制することはできません。ここで、コアタイムとフレキシブルタイムが日又は週によって異なることは認められていますので、月曜日を9時にすれば、全員を会議に出席させることができます。

ただし、午前のフレキシブルタイムが1時間となり、「フレキシブルタイムが極端に短い場合には、始業・終業時刻を労働者の決定に委ねたことにならず本制度の趣旨に合致しない」(昭63・1・1基発1号、平11・3・31基発168号)と判断される可能性があります。

た、フレキシブルタイムにより労働することができる時間帯で、不就労があるとしてもペナルティを科すことではありません。

お尋ねは、フレキシブルタイムを行う会議への出席を強制できないかと

いうことです。前述のようにフレキシブルタイ